

# 第 1 総

# 説

令和 4 年度補正予算は、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において令和 4 年 4 月 26 日に決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(以下「総合緊急対策」という。)を踏まえ、歳出面において、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、原油価格高騰対策として必要な経費及び今後への備えとして必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことを内容とするものである。

- 1 一般会計における歳出の追加事項は、(1)原油価格高騰対策 1,173,923 百万円、(2)今後への備え 1,520,000 百万円(①予備費 400,000 百万円、②新型コロナウイルス感染症及び原油価

格・物価高騰対策予備費 1,120,000 百万円)であり、これらの総合緊急対策に対応する追加額は合計 2,693,923 百万円である。このほか、国債整理基金特別会計へ繰入を 6,994 百万円増額することとしているので、今回の補正による一般会計の歳出総額の増加は 2,700,917 百万円となる。

次に、歳入については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平 24 法 101)第 3 条第 1 項の規定による公債の増発により、公債金 2,700,917 百万円を増額することとしている。この結果、公債依存度は 35.9%(当初予算 34.3%)となる。

- 2 特別会計予算においては、以上の一般会計予算補正に関連して、国債整理基金特別会計について、所要の補正を行うこととしている。